

## 武蔵丘短期大学における公的研究費等の不正防止計画

平成27年4月22日制定  
令和3年11月26日改正

武蔵丘短期大学（以下、「本学」という。）は、「公的研究費等の不正防止対策に関する基本方針」（平成27年3月3日学長裁定）をもとに、公的研究費等（\*）の適正な運営・管理体制の整備・充実を図り、不正を発生させる要因の把握に基づく不正使用等の未然防止に資するための具体的な不正防止計画を策定する。なお、本計画は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」の趣旨を踏まえて策定するものである。

### 1. 責任体系の明確化

本学は、公的研究費等の運営・管理を適正に行うために、次のような責任体系を整備する。

#### ① 最高管理責任者

武蔵丘短期大学学長を最高管理責任者とする。最高管理責任者は、公的研究費等の運営・管理について、本学全体を統括し、最終責任を負う。

#### ② 統括管理責任者

副学長及び事務局長を統括管理責任者とする。統括管理責任者は、最高責任者を補助して本学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。また、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定する。

#### ③ コンプライアンス推進責任者

専攻長をコンプライアンス推進責任者とする。コンプライアンス推進責任者は、専攻における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。

#### ④ 監事

監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

#### (1) ルールの明確化

公的研究費等の管理・運営に関する基本的なルールは、「武蔵丘短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程」に定める。また、公的研究費等（競争的資金等）を管轄する官庁が定める取扱い規程等に従うものとする。

## (2) 事務手続きに関する相談窓口

事務手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口は総務課とする。科学研究費補助金等の申請・報告等（e-Rad 利用）の相談窓口は教務課とする。

## (3) 関係者の意識向上

最高管理責任者及び統括管理責任者は、定期的に啓発活動を実施し、教職員の意識向上を図る。また、コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育実施計画に基づき、各専攻へコンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、教職員の意識向上を図る。その際、以下に定める行動規範の周知徹底を図る。

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員（学生含む）は、コンプライアンス教育を必ず受講しなければならない、また規則を遵守する旨の誓約書を提出する。

## (4) 告発等の取扱い

「武蔵丘短期大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」に基づいて取扱う。

### 【行動規範】

- ① 教職員は、公的研究費等の管理・運営及び研究の遂行にあたっては、法令・社会規範・学内ルール等を遵守する
- ② 教職員は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は公的資金であり、機関による管理が必要であるという原則を理解して行動する

## 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学では、研究費不正防止委員会（以下、「委員会」という。）を不正防止計画推進部署に位置づける。委員会は、総務課、教務課等の協力を得て、継続的に不正発生要因の把握と分析に努め、不正防止計画やコンプライアンス教育の内容に関しては絶えず見直しを図るものとする。また、監事と連携し、不正発生要因や不正防止計画について意見交換を行う。

## 4. 研究費の適正な運営・管理活動

### (1) ルールの徹底

公的研究費等の運営・管理は、「武蔵丘短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程」「会計事務の手引き」等の学内ルールに基づき、以下の通り、厳正に執り行う。

#### ① 計画的な予算執行の補助

事務局は、研究者の公的研究費等にかかる予算執行状況を把握し、研究者が計画的な執行をできるよう補助する。

#### ② 発注業務

発注業務については、原則として、事務局が実施する。

#### ③ 検収の徹底

事務局は、総務課が中心となり、物品について検収の実施を徹底する。

#### ④ 旅費・謝金等の事実確認

出張にかかる旅費、研究協力者に対する謝金等、証拠書類での事実確認が困難な支出について、総務課は、適宜、ヒアリング等による事実確認を行う。

#### ⑤ 不正使用者の処分

不正使用した研究者及び不正に関与した者には、「学校法人後藤学園就業規則」を適用し、処分する。

#### ⑥ 不正な取引に関与した業者の処分

不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等の処分を行う。処分内容は、最高管理責任者である学長が決定する。

#### ⑦ 不正防止に向けた業者への対応

不正防止対策として、業者に対し、一定の取引実績やリスク要因等を考慮し、誓約書等の提出を求める。

### 5. 情報発信・共有化の推進

#### (1) 情報発信・共有化

公的研究費等の不正への取組に関する本学の方針等は、本学ホームページで公表する。

#### (2) 相談窓口

公的研究費等の使用に関するルール等について、学内外からの事務手続きに関する相談を受け付ける窓口は総務課とする。(武蔵丘短期大学 総務課 0493-54-5101)

#### (3) 告発窓口

公的研究費等の不正に関する告発窓口は、事務局(総務課)、または、研究費不正防止委員会とする。

### 6. モニタリングの在り方

公的研究費の適正かつ効率的な管理・運営を検証するために、最高管理責任者及び統括管理責任者は、公的研究費等のモニタリングを行う。また、総務課は、公的研究費等のチェックを定期的又は臨時的に行う。モニタリング及びチェックにあたっては、不正使用及び不適切な管理の有無のみならず、機関全体の視点から、管理体制等の不備の検証も行う。

---

(\*) 「公的研究費等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国から配分される競争的資金等(国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を含む。)を原資とする研究費等
- (2) 地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) 受託研究費、共同研究費
- (4) その他本学の責任において管理すべき研究費等